

平成24年1月
(一財) 東京マラソン財団

企業情報の登録について

一般財団東京マラソン財団（以下、「財団」という。）では、「イベント等の業務委託」や「物品の買入れ」などの競争入札等を実施するに当たり、参加いただく企業には下記のとおり、情報の登録をお願いすることとしました。

今後、財団が実施する各種契約の締結に当たっては、原則的に企業情報をご登録いただいた企業と契約締結しますので、よろしくお願ひします。

記

1 対 象

法人、個人を問わず登録することが可能です。

2 登録申請

別に定める様式に御記入のうえ、下記までご送付ください。

なお、添付書類として、直近3か年の貸借対照表、損益計算書及び法人税納税申告書の表紙を3か年分別途ご提出ください。

3 登録通知書

登録申請に基づき、登録した旨の通知書を発行いたします。

不正な登録や登録者が東京都暴力団排除条例の適用を受けるなどの事情があった場合などは登録できない場合があります。

4 登録の有効期間

別紙登録通知書に記載します。

5 登録内容の変更

下記の場合は、登録内容の変更をお願いします。

- ① 登録者の名称又は商号の変更があったとき。
- ② 登録者の代表者に変更があったとき。
- ③ 登録者の住所又は電話番号に変更があったとき。
- ④ 登録者の組織に変更があったとき。(例：合同会社→株式会社)

- ⑤ 登録者において、許可、免許及び法令上の登録等に関する事項に変更があったとき。
- ⑥ 登録者において、法令による免許等を有する技術者に変更があったとき。
- ⑦ 登録業者が申請業種に係る営業の一部を取りやめたとき。

6 登録の取消し

次の場合、登録を取り消します。

- ① 登録者が登録の取消しを求めたとき。
- ② 登録者が死亡したとき。
- ③ 法人が合併又は解散したとき。
- ④ 登録した業種について、事業譲渡等により廃止したとき。
- ⑤ 不正な方法により登録したことが判明したとき。
- ⑥ 登録者が、東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第54号）の適用を受けるとき又は受けたとき。
- ⑦ その他、理事長が必要と認めるとき。

7 問い合わせ先

〒135-0063

東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟8階

一般財団法人東京マラソン財団 経営管理本部

☎番号 03-5500-6677

Fax 03-5500-6678

e-mail:daihyo@tokyo42195.org